

## マイナンバー制度 が始まります

### ■マイナンバーとは？

10月から、日本国内の全住民に通知される、1人ひとり異なる12桁の番号を「マイナンバー」といいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。また、法人には1法人に1つの法人番号（13桁）が指定されます。マイナンバーは、次のような行政手続きで必要になります。

- ▼ **社会保障関係**…雇用保険の資格取得や確認、医療保険の給付請求、児童手当現況届など
- ▼ **税務関係**…確定申告書、給与支払報告書など
- ▼ **災害対策**…防災・災害対策に関する事務、被災者台帳の作成事務など

※マイナンバーは生涯に渡って使うもので、住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりません。

### ■「通知カード」を送付します

マイナンバーをお知らせする「通知カード」を、住民票の住所の世帯主宛てに、世帯全員分を簡易書留で送付します。「通知カード」はマイナンバーを利用するときや住所変更手続きに必要ですので大切に保管してください。

希望者に「個人番号カード」交付

### ■希望者に「個人番号カード」交付

「個人番号カード」とは、公的身分証明書となるICカードのことです。「住民基本台帳カード」と同様に、コンビニでの印鑑登録証明書と住民票の写しの交付サービスが受けられます。

希望者は、「通知カード」と引き換えに「個人番号カード」が取得できます。初回手数料は無料です。

### 【申請方法】

「通知カード」には、個人番号カード交付申請書が同封されていますので、顔写真を添付し、署名または記名押印して同封の返信用封筒で返信してください。

### 【交付方法】

平成28年1月以降に、個人番号カード交付通知書が送付されますので、指定された場所で交付を受けてください。

### 【問合せ先】

(制度について) 企画情報課 ☎ 24-1111 内線2506  
コールセンター ☎ 0570-120-0178

(通知カードについて) 市民課 ☎ 49-17075

## 調査票の提出はお済みですか 国勢調査

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき5年ごとに実施する最も重要な統計調査です。

調査結果は、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。日本の今を知り、よりよい未来をつくるため、国勢調査への回答をお願いします。

### ■調査の対象

国勢調査は、10月1日現在、日本に住んでいるすべての人・世帯が対象です。調査票には、世帯員を漏れなく記入してください。



センサスくん

### ■調査票の提出方法

次のいずれかの方法で10月7日(水)までに提出してください。

- ① 調査員に直接提出する
- ② 調査票と一緒に配付した郵送提出用の封筒(切手不要)に入れて郵送する

### ■注意事項

- ▽ 調査票が届いていない場合は、問合せに連絡してください。
- ▽ 国勢調査は、統計法で国の最も重要な統計調査(基幹統計調査)として位置づけられており、調査票に記入して提出する報告義務が定められています。

### 【問合せ先】企画情報課統計係

24-1111 内線2039・コールセンター ☎ 0570-1071-2015 (受付: 10月31日までの午前8時~午後9時)

## ご注意ください!

### ▶ マイナンバー制度 …

マイナンバー制度をかたり、預金口座番号などの個人情報を聞き出そうとする電話や、訪問があったとの相談が多数寄せられています。各機関から電話や訪問をすることはありませので、決して1人に対応せず、相手の名前や用件をメモして各機関に相談するようにしてください。

### ▶ 国勢調査 …

国勢調査をよそおったかたり調査にご注意ください。